

鳥取市畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市畜産経営緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中国における飼料需要増加、南米産のトウモロコシの作況悪化、ロシア・ウクライナ情勢、原油高や円安など様々な影響により、これまでに例を見ない飼料価格、資材・燃料代などの高騰により、経営を圧迫している市内畜産農家に対し、緊急的に支援を行うことにより畜産経営の維持・継続を図ることを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄に掲げるものとする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3欄に掲げる経費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、前条ただし書の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額について次条第1項の規定により算定した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費に別表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。

2 市長は、前条第3項の規定による交付申請を受けたときは、第5条ただし書の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

- 第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。
- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月25日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。
(鳥取市畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 鳥取市畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱(令和6年5月22日制定)は、廃止する。
(鳥取市畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の鳥取市畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年8月25日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月27日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第7条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率
1 肉牛・養豚経営支援	農業者、農業法人、農業協同組合	令和7年4月1日から令和8年3月15日までに肉用牛肥育経営安定交付金制度及び肉豚経営安定交付金制度で補填金の交付があった場合、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的生産費から1頭当たりの（肉豚については見込みの）標準的販売価格を減じた額に0.1を乗じた額に交付対象頭数を乗じて得た額	1/4以内
2 酪農経営支援	大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）	令和7年4月1日から令和7年9月30日までの月毎に大山乳業飼料価格（大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1頭当たりの現物価格）または上限額2,352円のどちらか低い額から1,535円（令和4年度平均飼料単価）及び617円（乳価値上額）を減じた額に乳用牛頭数（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額 令和7年10月1日から令和8年3月15日までの月毎に大山乳業飼料価格（大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1頭当たりの現物価格）または上限額2,355円のどちらか低い額から1,535円（令和4年度平均飼料単価）及び745円（乳価値上額）を減じた額に乳用牛頭数（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額	1/4以内
3 養鶏経営支援	農業者、農業法人、農業協同組合	（1）肉用鶏 農林水産省が公表する営農類型別経営統計（ブロイラー・令和4年度）の農業経営収支を基に、月毎にブロイラー出荷1羽当たりの農業粗収益及び農業経営費を算出し、農業経営費が農業粗収益を上回った場合、その差額に令和7年4月1日から令和8年3月15日までににおける出荷羽数を乗じて得た額 （2）採卵鶏 農林水産省が公表する営農類型別経営統計（採卵・令和4年度）の農業経営収支を基に、採卵鶏1羽当たりの農業粗収益及び農業経営費を算出し、農業経営費が農業粗収益を上回った場合、その差額に令和7年2月1日時点における飼養羽数を乗じて得た額	1/6以内

4 和子牛飼料緊急支援	農業協同組合	市内の農家等が発育の良い和牛を生産し、令和7年4月1日から令和8年3月15日までに鳥取県和子牛せり市場に上場した場合の奨励金。 10千円/頭（初回上場時1回限りとする。） ただし、上場時の日齢体重が以下を満たすこと。 去勢・雄：1.15(kg/日)以上 雌：1.0(kg/日)以上(算出に当たっては小数第3位を四捨五入するものとする。)	10／10
-------------	--------	--	-------

様式第 1 号（第 6 条、第 1 0 条関係）

畜産経営緊急支援事業（〇〇〇〇）実施計画書（実施報告書）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

（1）肉牛・養豚経営支援

事業実施 主体名	実施時期	事業内容	①事業費 (補助対象経費) 円	②市補助金額 (①×1 / 4 以内) 円	備考	
					年月	品種
						肉専用種
						交雑種
						乳用種
						肉豚
計						

（2）酪農経営支援

事業実施 主体名	実施時期	事業内容	①事業費 (補助対象経費) 円	②市補助金額 (①× 1 / 4 以内) 円	備考	
					年月	農家戸数
計						

（3）養鶏経営支援

事業実施 主体名	実施 時期	① 羽数 (※注 1、2) 羽	② 差額 円	③ 事業費 円	④ 市補助金額 (③×1/6 以内) 円	備考 (※注 3)
計						

注 1）肉用鶏は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 5 日までにおける出荷羽数、採卵鶏は令和 7 年 2 月 1 日時点における飼養羽数を記載すること。

注 2）実績報告の際、肉用鶏は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 5 日までにおける出荷羽数が確認できる書類、採卵鶏は別紙誓約書を添付すること。

注 3）令和 6 年の飼料費等の経費が令和 3 年の飼料費等の経費を上回った場合はその額を記載すること。

(4) 和子牛飼料緊急支援

頭数	事業費	積算根拠
頭	円	

※以下、実施計画書において計画を記入し、実施報告書において実績を記入すること。

3 経費の配分及び負担区分

事業内容	総事業費 (A + B)	負担区分	
		市補助金 (A)	その他 (B)
	(円)	(円)	(円)

注) 実績報告の際は、明細（飼料価格、配合飼料契約数量、マルキン補填金、上場時の日齢体重等）が分かる資料を添付すること。

4 他の補助金の活用の有無（有 ・ 無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 事業完了（予定）年月日

6 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取扱いについて、いずれかに○をして下さい。

収 支 予 算 （ 決 算 ） 書

1 収 入

区 分	予算 本年度 額 (決算)	前年度 予算額 (本年度)	差 引		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
そ の 他					
合 計					

2 支 出

区 分	予算 本年度 額 (決算)	前年度 予算額 (本年度)	差 引		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

注) 区分欄の記載方法は、別表に掲げる補助対象経費の区分によるものとする。

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

年度畜産経営緊急支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった鳥取市畜産経営緊急支援事業費補助金について、鳥取市畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱第 10 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 規則第 12 条の 2 の補助金の額の確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別紙

誓 約 書

氏名（法人・組織名）

住所

電話番号

①令和7年2月1日現在の飼養羽数を記載してください。

→

羽です。

②チェック欄にチェック☑したうえで署名してください。

私は畜産経営緊急支援事業の実施にあたり、以下のとおり確約します。

- ☐ 1. 記載の飼養羽数について、間違いありません。
- ☐ 2. 本事業に係る報告や立入り調査について、協力を求められた場合は応じます。
- ☐ 3. 事業の実施にあたり、虚偽の内容を申請したことが判明した場合は補助金を返還すること、又は、交付されないことについて異存ありません。

令和 年 月 日

氏名（法人・組織名）

※自署の場合は押印不要